

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 29 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和  
42 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の  
例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故  
に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適  
用する。

（提案理由）

地方公務員法および地方自治法の一部改正に伴い、給料を支給される  
非常勤の職員の補償基礎額に関する規定を整備するため